

## (仮称)小田原市文化条例素案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

施策等の題名	(仮称)小田原市文化条例素案
施設等の案の公表日	平成28年6月15日(水)
意見提出期間	平成28年6月15日(水)から 平成28年7月14日(木)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布 (市内公共施設、ホームページ、文化政策課窓口 ほか)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	79件(47人)
インターネット	12人
ファクシミリ	7人
郵送	1人
直接持参	27人

無効な意見提出	0人
---------	----

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	13
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	33
C	今後の検討のために参考とするもの	19
D	その他(質問など)	14

具体的な内容

(1)全体に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む)
1	制定している自治体がまだ少ない中、画期的である。どの自治体も住民の幸せを実現できる施策で運営しているはず。そこに「文化」を謳った条例ができることは大変よろこばしい。すべての文化は人がかかわってできているもの、そして文化は幸せになるためのもの、この条例を常に考えの中に置いてほしい。	B	この条例は、一人一人が心豊かに希望を持って暮らすことのできるよう文化を振興し、それによりまちの魅力や活性化を実現させるという小田原市の意思を明確に示すものです。条例に基づき、文化によるまちづくりを推進していきます。
2	活動しやすくしたり、振興の下支えは重要である。条例の制定は重要である。	B	
3	大変よい条例だと思う。今ある小田原の文化を再確認することや小田原の新しい文化の創造につながる。	B	
4	この条例によって、小田原市がめざそうとしている方向が、はっきりとわかる条例である。	B	
5	小田原の文化を守るための条例に賛成である。普段の私たちの生活に文化が絶対必要となれば、文化を絶やさず、残すことができる。子どもたちにもつなげ、将来には、日本各地に小田原の文化を知ってもらい、さらには、海外にも小田原文化の言葉が浸透できるようになりたい。そのためには行政と共に市民が活動を行うことが必要。	B	条例に基づき、市民と行政と文化を振興していきます。
6	私は、生まれも育ちも小田原で、多くの環境から成長させて頂いた。今も小田原育ちを誇りにもちろん思っており、常に根付いている。この条例を定めることは素晴らしく、もっともっと広めてほしいと願う。	B	条例について様々な機会をとらえ広く周知を図っていきます。
7	できるだけ多くの小田原市民にこの条例を知ってもらう為にパンフレットの作成や、映像等を使って、市民の理解を深められたら良い。また、これから社会を担っていく若者の世代は特に知っておく必要があると思うので、SNS等で呼びかける(知らせる)事ができれば、より多くの若者が少しでも目を通すと思う。	C	条例の考え方をより多くの市民に広めるよう努力していきます。 具体的な方法については、参考とさせていただきます。
8	「文化」はその地域を中心に居住するもしくは活動する人々によって創造・醸成されるものである。従って、時代とともに変化してゆくものである。しかし、時代が変わっても変わってはいけない文化の基本となるものがある。それは、人と人との自然な形での「助け合い」の精神である。今、「個」が優先されて「他人」を慮る心が薄れている時代になってきている。「自分」が優先される時代になったことが大きく影響していると思う。そのような時代だからこそ大切なのは「あいさつ」である。「あいさつ」は「文化」の基本である。そのひとつのきっかけとして、例えば、小田原市にある小学校・中学校・高等学校のそれぞれの体育祭や文化祭などを共同で企画して実施するようなことを考えてはどうか。勉強で競い合うだけでなく、そういう文化活動を通してお互いが協力し合う文化を醸成してゆくことは意味のあることだと考える。	C	文化による人と人とのつながりは生活にゆとりと潤いをもたらしてきたという考えのもと、取り組みについては今後の検討のために参考にさせていただきます。

9	この資料を作成した方には申し訳ない感想なのですが、文化、文化、と連呼して「こころ」が感じられない押し付けがましい文章に、読む気もなくなる。ホールも10年「大迷走中」で、こんな条例にしばられては「自由な発想で文化発展」は難しいと思いました。	A	この条例では、「市民の自由な文化活動により新たな文化が構築されるよう配慮する」としています。また、「市民一人ひとりの自主性や創造性、多様性の尊重」を記述しています。文章は市民の皆さまにも読みやすいものとなりました。
10	条例が本当に実行されるかどうかは、それを今後担当される市役所、委員、また予算にかかっている様に思う。それだけの人材が今後きちんと確保されることを祈っている。	B	条例に基づき、体制の整備と財政上の措置に努めます。
11	小田原城、北条(條)氏、二宮尊徳という固有名詞を条例の中に挿入するのはいかがでしょうか。	D	「小田原の歴史及び風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化」と表現しました。

(2)前文に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
12	「文化は人々の未来への希望や生きる力を育むことができる」というのには、私もとても同感である。私は和太鼓部なのだが、和太鼓の演奏を見ると、とてもパワーをもらえる。また、和楽器を使ったコンサートを見たときも、感じるものが大きかった。	B	文化の振興により、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現を目指して条例を制定するものです。
13	「文化」の定義があいまい。言葉の定義の条項を作成し、「文化」「まち」「振興」「文化的」「魅力」などの言葉についてきちんと定義して欲しい。	A	文化という言葉はきわめて広範な概念を含んでおり、人々の生活するところにあるものです。その他の言葉については条文の中でわかりやすく記述しました。
14	「文化」の捉え方として、この案は「芸術文化」を基本に置きながらも、広く人々の生活に生きている慣習や食などの生活文化、歴史資産や伝統として、史跡、祭り、生業として引き継がれ、人とまち・社会に見いだすことのできる様々なエレメント／要素を「文化」という視点・側面で広く捉えた考え二つが示されていると思う。しかしながら、その明確な仕分けがなされないまま「文化」という広範で曖昧な言葉が多用されている中で、芸術文化に特化して論じている文章と、包括的且つ共通項・視点として捉えた「文化」が不規則に使われているため、それぞれの文章の意図が伝わらない部分が見受けられる。この点をもう少しわかりやすく整理することで、市民やまち、市の役割も明らかになり文化部だけでない横断的な取り組みの意図も理解されるのではと考える。	A	「歴史及び風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化」として記述するとともに、文化の振興にあたり、「観光、国際交流、教育、福祉及び産業等との連携」について記述しました。
15	抽象的概念であるので難しいかもしれないが、「文化とは何か」、文化の定義がもう少し明確に記述されていた方が良いと思う。	A	文化という言葉はきわめて広範な概念を含んでおり、人々の生活するところにあるものです。文化については前文で記述します。
16	歴史や風土にふれたところがあるが、歴史的な背景を入れたらどうか。早雲のリーダーシップで発展した小田原は日本文化の素晴らしさの源と言えるのではないか。このような点を鑑み、もう少し歴史的背景を強調すると良い。	D	具体的な歴史的背景は記載していませんが、歴史や風土に育まれた小田原の文化がまちの礎となっていることを前文に記載しました。
17	「これらの結果として市民は心豊かに希望を持って自分たちらしく生きることができる」の表現が少し気になった。「心豊か」「希望」という言葉は、それまでの流れからも自然な表現だとは思いますが、「自分たちらしく生きることができる」というのは、過剰な言い回しのように感じる。否定しているのではないが、唐突な表現だったので、もし用いるのであれば、どういう観点から「自分らしく生きることができる」につながるのか知りたい。	A	「心豊かに希望を持って暮らしていく」と表現しました。



## (3) 条例の目的に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
18	「市民とともに『かつ市の協力を得て』未来にわたる」とした方が良いと思う。	A	この条例は市の文化振興の意思を明確に示すものです。その責務及び施策の方向性で文化活動に関わる市民及び団体の支援を謳っています。
19	「振興」「推進」「創造」が名称に入っている方がわかりやすく、訴えるものがある。もしくは「小田原市“おだわら文化”条例」などかどうか。	A	文化振興はもとより、文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的として「文化によるまちづくり条例」としました。
20	この条例が目的とする「文化」なるものの定義がされていない。文化は幅広いもので、そのすべてを定義することさえ困難なものであると考えるが、条例ではいかに定義しようとするのか、わからない。 もともと文化は、集落や集団ごと、あるいは親子・友人・知人ごとに育まれてきたもので、行政が規定するようなものではない。	B	文化という言葉はきわめて広範な概念を含んでおり、人々の生活するところにあるものです。この条例は、文化を規定するものではなく、市民の自由な文化活動を尊重するものです。
21	何についての「文化」か明記した方が良いのではないか。	A	

## (4) 基本理念に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
22	行政が「私たち市民」という言葉を使用することに違和感を感じる。	A	「私たち市民」は削除しました。
23	本来、文化芸術はその個人が自由に創造できる磁場の確保があって、自由に活動できるものでなければいけません。 「本市の更なる文化振興を図るためには、永続的な文化への支援等を表明する条例が必要との認識に至りました。」とありますが、この必要というのは、行政側のことであって、市民or作家側から言えば、この条例により縛られる恐れがあるのではと危惧します。 この条例により、さらに外部のアーティストの参加が自由に行政指導できるようになるのではないかと思います。 現在のアウトリーチのやり方等を見ると地元をあまりに無視しているように思うのだがこの件は、もう一部の団体では話題になっており、今の文化行政の在り方を文化ビジョンという、一部の中での行政指導の話では済まないところに行くのではないかと危惧する。	B	条例の基本理念では、市民一人ひとりの自主性や創造性、多様性の尊重を記述しました。また、市の責務及び施策の方向性の中で、小田原ゆかりの人材や文化資源を生かす旨、記述しました。
24	「～生まれながらの権利であり～」の一文は必要なのではないか。重く堅苦しい感じがしてとつきにくさを感じる。	A	「生まれながらの権利」は削除しました。

## (5) 市民の役割に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
25	条例制定は小田原市にとっても市民にとっても非常に素晴らしい事。市民の役割を定めるのなら、条例を広く深く知ってもらう為の広報活動が重要だと思う。	B	具体的な広報活動については、今後は検討をしていきますが、条例に基づいた施策の推進をするとも様々な機会において広く周知を図っていきます。

26	文化、芸術への関心をどのように高め、深めていくのが最も根本的であり、又、難しい所と思う。市民の意識や関心を具体的にどのようにたがやしていくのかに興味を持っている。まずは、この条例が市民に広く理解されるよう願っている。	B	
27	芸術文化の創造は、縛りのない、自由な発想によって行われ、また、郷土芸能や歴史文化を知り、郷土愛を深めることもまた、自由であると思う。行政は、その手助けをする施策・事業を展開することが必要なものであり、市民の役割等として条例で定められるべきものではない。このような条例の制定は、小田原市が目指す、「(自発的な)市民協働による自治」とは対極の思考であると思う。	B	基本理念で、「市民の自由な活動により新たな文化が構築されるよう配慮されなければならない」旨、記述しました。「市民の役割」は「市民による文化の振興」としました。
28	文化の振興にあっては、市民・住民の役割も無ければ、市の責務もありえない。支援を必要とする「文化」があるのであれば、その都度判断すれば済むことである。	D	行政と市民がともに将来にわたって文化を守り、育て、まちづくりをしていくため条例を制定します。
29	この条例の「市民」には、市内就業者や通学者等も入れるべきと思う。	B	市民には住民だけでなく、小田原に関わりがある人全てという意味を含めて考えています。
30	通勤通学その他の小田原とかかわりのある個人団体企業等や、それぞれ小田原に芸術鑑賞に来てくださる方も広い意味での市民としてとりこめれば実効が上がる。	B	
31	「市民の役割を定めます」というのは、あまりに上から目線でないか。「その継承、創造、発信をしてくよう努める事」とあるが、まるで義務のような書き方は問題。	A	「市民による文化の振興」としました。
32	「市民の役割」は、押しつけがましさを感ずる表現だと感じる。目線を変更して文言を変えては。	A	
33	文化条例は、(仮称)小田原市文化推進委員会で別途検討されることになる下部条例の上位に位置するものだと思うが、お金(財政)に関する記述が大変少なく、実効性を危惧する。文化への行政の関わりは、ハードの整備、企画、ソフトの提供・援助、お金の補助・援助に分類される。これらのうち、お金に関する記述は「5. 市の責務」に「財政上の措置を講じる」とあるのみで心許ない。従って「4. 市民の役割」に「自らの活動が、活動内容的にも、財政的にも自立していることを目指すこと」を追加する。	D	市民の皆さんの活動が活動内容、財源ともに主体的に実施されることが望ましいとは考えますが、まずは、市民の皆さん一人ひとりが担い手になることを示したいと考えています。

(6)市の責務に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
34	文化振興を行う施設(芸術文化創造センター)の準備、財源の確保まで条例によって「定め」、芸術文化創造センターが無ければ、芸術文化の創造はできないと言わんばかりの条例の制定は行うべきではないと思う。	D	この条例は、小田原市の文化振興の基本的な考え方を明確にするもので、環境の整備を市の施策として推進していくことを記述しています。
35	「守る文化」「創造する文化」を分けて考える。「守る文化」には、継承、育成を十分にサポートするスキームが必要であり、その精神を「市の責務」に明記してほしい。	C	この条例は、小田原市の文化の基本的な考え方を明確にするもので、文化を守り、育てることは基本理念にも謳っています。基本計画は別途策定します。

36	「市民や文化活動する団体、企業等と連携し、地域における人材や文化資源、情報等を文化振興に活かしていくこと」は良いと思う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
37	市の責務や方向性にもある環境施設の整備が立ち遅れない様にすることが肝要。	B	

(7) 施策の方向性に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
38	現在まで様々な行われている事業が、条例の下で有機的に発展的に継続されることを願う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
39	高齢者の気持ちを病院の待合室から文化施設へ向ける方向で福祉文化の充実を計っていただきたい。子供から高齢者までの世代間の受益が平等になり、芸文センターの税金投入に対する不満解消につながると考える。	B	文化の振興に当たっては、教育、福祉等とも連携を図り、まちを活性化させ、まちの魅力を高めることとなるよう配慮するものと謳っています。
40	「芸術文化を身近なものにする」ことで自分たち市民が1つのことに取り組むことによって市民全体の意思統一がされて良いと思う。そして、1つにすることによって全体が協力して取り組み、絆が生まれ、もともと良いものになる(「町の魅力を磨く」)(「志ある人を育てる」)そして小田原が有名になる(「小田原を発信する」)というサイクルが生まれるから、まずは1つにすることが良いと思った。	B	まず、小田原の伝統文化や生活文化、また行われている芸術文化活動等を知っていただくことが大切だと考えています。
41	「伝統文化の後継者の育成支援…」の部分で、そのための芸術文化の発展、次代を担う若者を育成するための施設、象徴となる施設の設置についての記載があるとよいのではないか。	C	この条例は市の文化の振興の基本的な考え方を示すもので、取り組みについての具体的な記述はしませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
42	それぞれの地域特有の伝統文化を、その地域の人たちと共有し、理解し合えたらいいと思う。	B	市民ひとり一人が担い手となるという考え方を広めていきます。
43	「伝統文化等の後継者の育成支援」と書いてあるので、例えば和太鼓などの和楽器が、中学や高校の音楽の授業の必修になったら楽しくみんなが学べるのではないかと思います。	C	この条例は市の文化の振興の基本的な考え方を示すもので、取り組みについての具体的な記述はしませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
44	「文化活動を行う人やそれを支える人を育てる環境を整備」をはじめ「整備」という言葉が多数ある。設備に関しては整備も重要な要素であると思うが、維持も大事なことと考える。	C	整備だけではなく、その後の維持が重要であることは認識しています。整備は環境の整備のみとしました。
45	「全ての市民が文化の担い手であるという認識を市と市民が共有し」とは具体的にどうやって共有するのかわかりにくい。	C	条例の基本理念のもと、様々な事業等を通じて、市民が文化の担い手であることを広めたいと考えています。
46	この条例のもと、様々な文化を市民が守り育てていくためには実際に体験する機会を増やして欲しいと思う。自ら体験したものは、鑑賞する立場になった時に興味の度合いがかなり上がると思う。そしてその興味の深さが小田原からプロの文化人を数多く輩出することへと繋がっていくのではないかと。	B	文化に親しむ機会の充実の考え方のもと、各種事業を実施していきます。
47	「将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策推進」が具体化し、活動の幅が広がることと願っている。(例:小田原市主催イベントの際の演奏企画など…)	C	様々な場面で文化に親しむことができるように、今後の企画の検討に参考とさせていただきます。

48	青少年の文化発展、小田原からの発信と交流を図れる事業を提案したい。その為の事業内容として、国内・国外を問わず、青少年によるアンサンブル団体とのジョイント・コンサート開催を希望。これは、地元青少年の文化意識の向上とレベルアップを図る、国内・国外の青少年が文化によって交流し、小田原を知っていただく、ジョイント・コンサート開催は小田原の活性化へつながる。青少年のための文化事業は、青少年の知識と心を豊かにするため、未来社会を豊かにするためには、かかせない事業である。	C	子どもたちが文化に親しむ施策や交流の促進などの企画の検討に参考にさせていただきます。
49	「子どもたちが文化に親しむ施策の推進」、「小田原ゆかりの芸術家等との交流、連携」は良いと思う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
50	子どもの音楽団体に関わっているので、後継者の育成支援や将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策推進に力を入れた方向性になることを願う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
51	市民の文化的な素養をボトムアップするための施策を展開し、公教育の場で積極的に充実していくことを盛り込まれるとよいと思う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
52	子どもが遊びの文化を継承できるように施策をとってほしい。集団あそび、手あそび、歌あそびなど。	C	今後の企画の参考とさせていただきます。
53	「文化は人々の未来への希望や生きる力を育むことができる。」、「文化に親しむことは生まれながらの権利であり…私たち市民が心豊かな生活を送り、自分たちらしく生きるために将来にわたり文化を紡いでいくこと」という理念に関心がある。 「将来の小田原を担う子どもたちが文化に親しむための施策を推進すること」について心から願っている。	B	条例に基づき子どもたちが文化に親しむための施策を推進します。
54	保育園や、幼稚園、小学校、中学校、高校で、もっと文化に触れるための学校行事を増やす。人と人との交流が増えるとともに、伝統文化に触れることによって、伝統文化に興味を持つ人が増え、「伝統文化等の後継者の育成」「文化資源の適切な保存・継承・活用」「子どもたちが文化に親しむための施策」に繋がると思う。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
55	「守る文化」と「創造する文化」を分けて考える。「創造する文化」については、奨励と発信の場の創出などが施策の柱となり、そうであってreward(褒賞、報酬、ほうび)を約束すると良い。	C	文化創造に関する支援について、検討の参考にさせていただきます。
56	内外に発信、文化に親しむための施策は大いにしてほしい。外国の団体を市で招き、子どもたち団体との交流を図れるようにしてほしい。	C	条例に基づき、情報を発信し、市民主体の交流を促進していきます。具体的な取り組みについては、検討の参考とさせていただきます。
57	一人でも多くの市民が文化を親しむために文化創造活動の様子をSNS(Facebook、Twitterなど)で発信して、若い人にも「小田原の文化」を知ってもらわなければならない。	C	情報発信方法についての検討の参考にさせていただきます。
58	伝統文化というものは人々に根ざし、生活の一部ともなる大切なものだと私も思っているので、是非こうした条例を通して小田原の文化をもっと内外へ発信して行って下さい。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。



59	文化の保護、発展に必要なものは、①積極的な外への発信、②活動の永続的な保護、継承と考えている。多くの文化、芸術的事業を市も行っていますが、現在よりも広く発展的に行ってほしいと考えている。	B	条例に基づき、施策を実施していきます。
60	「小田原を発信する」→「小田原を国内外に発信する」と追加してみてもどうか。	B	情報発信については国内外を想定しています。
61	地域の人材・資源の活用の一環として、いろいろなところで集積されている情報を集約して一元管理するシステムを構築していくことを明記してはどうか。	C	条例では、基本的な方向性を記述しますが、今後の検討の参考にさせていただきます。
62	「生涯学習を行う市民」がわかりづらい。	A	「生涯学習を行う市民」は削除し、文化活動に関わる市民に統一しました。
63	市民大学講座などでリタイアした人の活躍の場を作ることが継続的活動として必要。	C	小田原ゆかりの人々との連携についての検討の参考にさせていただきます。

(8) 計画の策定に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
64	主体者である市民の声をきくことは非常に良いことだ。	B	条文では文化振興審議会(公募市民含む)の意見を聴くこととしました。
65	条例の制定は重要だが、その事業計画を見ないと、条例だけでは何を実践しようとしているのかが想像できないし、到達地点(目標)もわからない。	B	条例は文化振興の基本的な考え方を定めるものです。施策については、条例に基づいて基本計画を策定します。
66	定期的に事業計画と、その結果を見直すしくみが必要ではないか。	B	事業計画に基づく施策や事業の成果については、評価、必要に応じて見直しをしていくことを考えています。
67	計画の策定のところでも小田原市文化推進委員会の評価を受けることなど、市民が主体のはずが、文化推進委員会の下部組織のように受け取られる。市民の自由な発想を市が、サポートしていくのが専門家の役割ではないか。	D	評価は、条例の理念に基づく計画の推進状況等について行うもので、市民の活動を評価するものではありません。市民の自由な活動を市がサポートしていくことを確認する組織になると考えています。

(9) 文化振興の推進体制に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
68	必要があれば大学と交流し、施策の提言も受けたい。	C	今後の検討のための参考にさせていただきます。
69	委員になるには、自己推薦あるか。どのように推薦委員メンバーは決めているのか。公聴は可能か。	D	文化振興審議会は、10名以内の委員で組織します。学識経験者、団体の代表、公募市民等を予定しています。基本的に傍聴は可能です。
70	「文化振興にあたっての推進体制について定めます」とあり、非常に硬直的な感じを受ける。内容も同じように「推進委員の意見を求める」とか、「専門性を持った人員の配置及び組織による継続的な事業推進を図ること」とあり、推進委員、専門家主導の条例になると思われる。	D	委員会は、市の文化振興を図るため、市の事業計画の推進状況等についての評価や具体的な施策の検討を担うことを想定しています。また、事業推進には専門性を持った人材による継続的な推進が必要ですが、あくまで文化振興の主体は市民であると考えています。
71	(仮称)小田原市文化推進委員会とあるが、「文化を推進する」という日本語はない。「小田原市文化条例の下部条例策定(検討)委員会」という意味の、こなれた短い名称とすべき。	D	市の文化振興施策について、評価や具体的な施策の検討をすることとし、文化振興推進審議会としました。

10)その他

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方
72	板橋に大倉喜八郎の別邸である山月という建物がある。整備すれば立派な観光資源として使えるので、市の方で保存してほしい。	C	今後の検討のための参考にさせていただきます。
73	小田原市文化振興ビジョン推進委員会は、小田原市の文化振興を高めるための、小田原の伝統文化や歴史、そして新しい文化により、希望と幸福感を持ったまちづくり実現のための「ビジョン」を考えて頂ければ良いわけで、専門家・有識者もご自身の立ち位置をしっかりとわきまえて頂き、条例の制定などという答申でなく、小田原の文化振興を育めるために必要な具体的なイベント等の取り組みや制度・政策によって、明確なビジョンを持てるような提言・答申をして頂きたい。	D	市から小田原市文化振興ビジョン推進委員会に「文化に関する条例の制定について」を諮問したものです。
74	芸術文化創造センターを造る事業が、できていないのに、文化条例を作ろうなんてもってのほか。 ホールが完成することで、市民の関心と期待が膨らみ、すべてが順調に動く。 平成28年度の、ソフト事業も予算をつけて進めているようだが、一度リセットして仕切り直しをしないではいけなく強く思う。 無意味なことに大切な税金を使うことはやめてほしい。	D	この条例は、小田原市の文化の基本的な考え方を明確にするもので、市民ホールの開館を控え、文化によるまちづくりをしていくことを定めるものです。
75	市民会館は老朽化が激しく、場所によっては危険な所もある。条例もいいが、実際のハードへのご配慮もお願いしたい。	D	市民会館については、安全性を最優先に維持管理をしていきます。
76	他県に住む友人から「小田原市が熊本へステキなことをして下さった。感激しました。」と熊本への寄付の件をお話下さった。ニュースにも多くとりあげていただき、それもよかったと思った。	D	今後も様々な関係のある自治体等と連携を深めていきたいと考えています。
77	条例も大切だが、「芸術文化創造センター」の早い完成を期待・希望する。ただ、バリ祭、歌舞伎、コンサートなどの盛況ぶりを考えると、大ホール800人のキャパというのは納得できない。せめて今まで通りの1,000人~1,500人にしないと、バリ祭など小田原で開催されなくなってしまう。	C	市民ホールの大ホールの客席数は1,103席としました。
78	小田原の宝のひとつとして「小田原少年少女合唱隊」がある。これを小田原の文化の宝と言わずして何であろうか。 小田原市民には彼らの歌声をもっと聞いてもらいたい。そして全国に知ってもらいたい。このまま隊員の人数が減り消滅してしまうようなことがないようにお願いしたい。それは小田原にとって大きなマイナスである。 「少年少女合唱隊」から更に広がり、「合唱の町小田原」なども良いかもしれない。「小田原少年少女合唱隊」がなくならないように、心からお願いしたい。	C	今後の取り組みにおいて参考にさせていただきます。条例では、小田原ゆかりの文化に携わる人々との連携を通じて、人々の交流を促し、まちの魅力の向上に努めるとしています。
79	松原神社例大祭をもっと広げていってほしい。この小田原愛祭魂を日本全国に。最近高齢化が進み、若者離れがあるので、もっと誇りを持つためにも。	D	市民の皆さんと共に文化を大切に守り、育て、発信していくことで、「心豊かに希望を持って暮らしていくまち」「文化による魅力と活力あふれるまち」の実現が図られると考えています。

#### 4 提出意見と関係なく変更した点

平成28年6月に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正されたこと、また、平成31年4月に「神奈川県文化芸術振興条例」が改正されたことに伴い、その趣旨を反映しました。